

建築基準法第42条および第43条の現場調査は、平成27年4月1日より、原則、以下の曜日に行います。

**火曜日：中方面**

松原市、藤井寺市、柏原市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村

**木曜日：南方面**

高石市、泉大津市、忠岡町、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

**金曜日：北方面**

交野市、四條畷市、大東市、島本町、摂津市、能勢町、豊能町

**（ご注意）**

　・各方面の現場調査日の前日１５時までに審査指導課へ届いた物件が、翌日の現場調査対象です。（前日１５時までに間に合わない場合は翌週の現場調査日となります。）

　・現場調査日は、祝日等により変更となる場合がありますので、ご了承ください。

　・現場調査は大阪府職員が行いますので、現場立会いは不要です。